

事務連絡
令和6年7月17日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } } 大気環境主管部(局) 殿

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」の公表について

平素より環境行政の推進につき、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

酸化エチレン（エチレンオキシド）は、有害大気汚染物質の優先取組物質に該当し、大気汚染防止法において、事業者による排出抑制の自主的取組や、国と地方公共団体の連携によるモニタリング等が規定されています。平成30年3月23日に開催された平成29年度第10回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成29年度化学物質審議会第5回安全対策部会及び第182回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合において、酸化エチレンの吸入経路の発がん性として $9.20 \times 10^{-5} \text{ mg/m}^3$ （実質安全量）という有害性評価値が示されました。この有害性評価値は、有害大気汚染物質の環境目標値とは異なりますが、当該評価値より高い濃度を示す地点が多く確認されています。このような状況を鑑み、当省では、事業者における酸化エチレンの自主管理に関し、令和4年10月18日付け環水大大発第2210181号の環境省水・大気環境局長通知により「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を示したところです。

今般、業界団体等からの情報提供により得られた知見を地方公共団体や事業者等に幅広く周知し、酸化エチレンの大気排出抑制に向けた取組を水平展開することを目的として、事業者における自主的な排出抑制対策について「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」（以下「取組事例集」という。）を作成し、環境省HP（https://www.env.go.jp/page_00365.html）に公表しました。

つきましては、事業者における酸化エチレンの排出抑制対策の参考としていただくため、貴管下の関連施設を設置する事業者及び関係団体等に対し、立入検査や意見交換等の機会を捉え、取組事例集の情報提供にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、当省からは別紙の関係機関宛てに取組事例集の公表を周知している旨、申し添えます。

環境省HP：https://www.env.go.jp/page_00365.html

（担当）環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室
原野 本多

TEL 03-3581-3351(内線 6579)
03-5521-8295(ダイヤル)
e-mail TOSHINOBU_HARANO@env.go.jp
TAKAAKI_HONDA@env.go.jp

一般社団法人日本化学工業協会
石油化学工業協会
日本界面活性剤工業会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人全国医学部長病院長会議
日本製薬団体連合会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本滅菌業協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本病院寝具協会
公益社団法人日本獣医師会
公益社団法人日本動物病院協会
公益社団法人全国農業共済協会
日本中央競馬会
一般社団法人日本養蜂協会
独立行政法人国立文化財機構
公益財団法人文化財虫菌害研究所